

回覧 平成30年12月1日（三股町）代表 ☎ 52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- 【分類】 【No.】 【内容】
- <募集> 表紙 ◆水質検査員を募集します
- 1 ◆シルバー人材センターで働く運転士などの会員を募集します
- <お知らせ> 1 ◆平成31年度三股町就学援助希望者の申請を受け付けます
- 2 ◆12月は「町税等納付推進強化月間」です
- 3 ◆「第18回宮崎県障がい者スポーツ大会」の出場者を募集します
- ◆「第13回 新春あいさつ会」に参加しませんか？
- <農林畜産業関連> 4 ◆あぜ焼きを実施します
- ◆屋外で鳥を飼育している人は、
- 高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう
- <相談> 5 ◆町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています
- ◆「おもちゃ病院三股」を開設します
- ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



募 集

◆ 水質検査員を募集します

水道水は、「濁り・臭気・塩素の残留効果」の3点について、水道法の規定で1日1回以上検査を実施するように定められています。

このため、町では水質検査を行う水質検査員を募集します。

なお、この水質検査は1回5分程度の検査を、毎日欠かさず一年間行い、検査状況を毎月1回報告する必要があります。

募集人員	第3地区：1人、第4地区：1人、第5地区：2人 第6地区：1人、第8地区：1人、第9地区 1人
検査方法	色・濁りの目視確認、臭気の有無、検査キットを使った残留塩素測定 ※1回の検査時間は5分程度です。
検査場所	各検査員の自宅で実施します。 ※普段使用している水道水を採取して検査します。
報 償 額	月額6,083円（税別）
契約期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日（1年間） ※2年を限度として契約を更新することができます。
申込方法	環境水道課 上水道係へ電話でご連絡ください
申込期限	平成31年1月31日（木）



※お問い合わせは、
環境水道課 上水道係 （2階 ⑨番窓口）
☎：52-9081（直通）をお願いします。

◆ 町シルバー人材センターで働く運転士などの会員を募集します

「運転の経験を生かして仕事がしたい」・・・そんな人は、町シルバー人材センターで働いてみませんか？

■仕事の内容＝

- ①運転士…幼稚園や小学校スクールバス、病院・介護施設などの送迎バスの運転
- ②乗車補助員…スクールバス乗車下車時・車内での見守り・声掛け、シートベルト装着補助

※いずれも、県シルバー人材センター連合会の労働者派遣事業となります。

■応募条件＝

- ①運転士…年齢：60歳～70歳未満／資格：大型免許取得者で運転業務経験のある人
- ②乗車補助員…年齢：原則60歳以上

＜シルバー人材センターとは…＞

- ・健康で意欲のある高齢者が集まって組織する団体です。就業を通して地域社会の発展に貢献することを目的に運営しています。
- ・法律により県知事の認定を受けた公益社団法人で、町や国から補助を受けています。

◎労働者派遣事業＝ 派遣元事業主の県シルバー人材センター連合会が、雇用する労働者（会員）を、本町事務所『三股町シルバー人材センター』を通じて労働に従事させる事業です。

◎会員の条件＝ ①本町に住んでいる原則60歳以上の人
②経験や能力を生かす仕事がしたい人
③健康で働く意欲のある人

◎入会手続き＝ 町シルバー人材センターでは、随時会員募集の説明を行っています。お気軽に事務所にご連絡ください。

◎入会手続きに必要なもの＝

申込書類、会費、互助会会費など（年会費は4,000円です）



※入会申し込み・お問い合わせは、
公益社団法人 三股町シルバー人材センター事務局
三股町大字樺山3890番地5 ☎：52-7150 にお願ひします。

お知らせ

◆平成31年度 三股町就学援助希望者の申請を受け付けます

町教育委員会では、経済的な理由で就学が困難な児童生徒または入学予定者の保護者に対して、学校給食費や学用品費などの経費の一部を援助しています。援助を希望する人は、お子さまの在学する（入学予定の）学校へ申請を行ってください。

1. 就学援助を受けることができる人＝ 生活保護受給者に準ずる程度に困窮しており、町就学援助規則第2条に該当する保護者
2. 就学援助の内容＝
 - ①学用品費など ②新入学児童生徒学用品費（年度当初に認定された新小学・新中学1年生のみ）③校外活動費 ④修学旅行費 ⑤学校給食費 ⑥医療費 ⑦日本スポーツ振興センター共済掛金（いずれも別に定める限度額の範囲内で援助します）
3. 申請方法＝
 - ・手続きは毎年必要です。
 - ・各学校に用意してある「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入し、必要書類（詳細は就学援助費受給申請書の『記入例と注意事項』に記載）を添えて、お子さまの在学する（入学予定の）学校に提出してください。
 - ・申請書は、お子さまが在学する（入学予定の）学校ごとに1枚必要です。
4. 「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給＝
来年度、新小学1年生または新中学1年生の保護者に対して、『2. 就学援助の内容』のうち、入学前に「新入学児童生徒学用品費」の支給を実施します。なお、入学前支給を申し込むことができる人は、次の要件を全て満たす人です。
 - （1）『1. 就学援助を受けることができる人』に該当する人
 - （2）申請する時点で、本町に居住している人
 - （3）お子さまが町立の小・中学校または国・県が設置する小・中学校に入学予定の人※平成31年3月31日以前に町外へ転出する場合や、世帯の状況が変わって就学援助の要件に該当しなくなった場合は対象となりません。また、入学前支給を受けた後で、町外へ転出した場合は、転出先自治体へ「新入学児童生徒学用品費」の支給を行ったことを通知します。
5. 提出期限＝
お子さまが在学する（入学予定の）各小・中学校にお問い合わせください。
6. 認定審査の方法＝
提出された申請書などを元に、学校長と民生委員・児童委員などの意見を参考にしながら教育委員会で審査して認定します。
7. 審査結果のお知らせ＝
「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を希望した申請者には3月上旬ごろ、その他の申請者については4月中旬ごろに、審査結果をお知らせします。

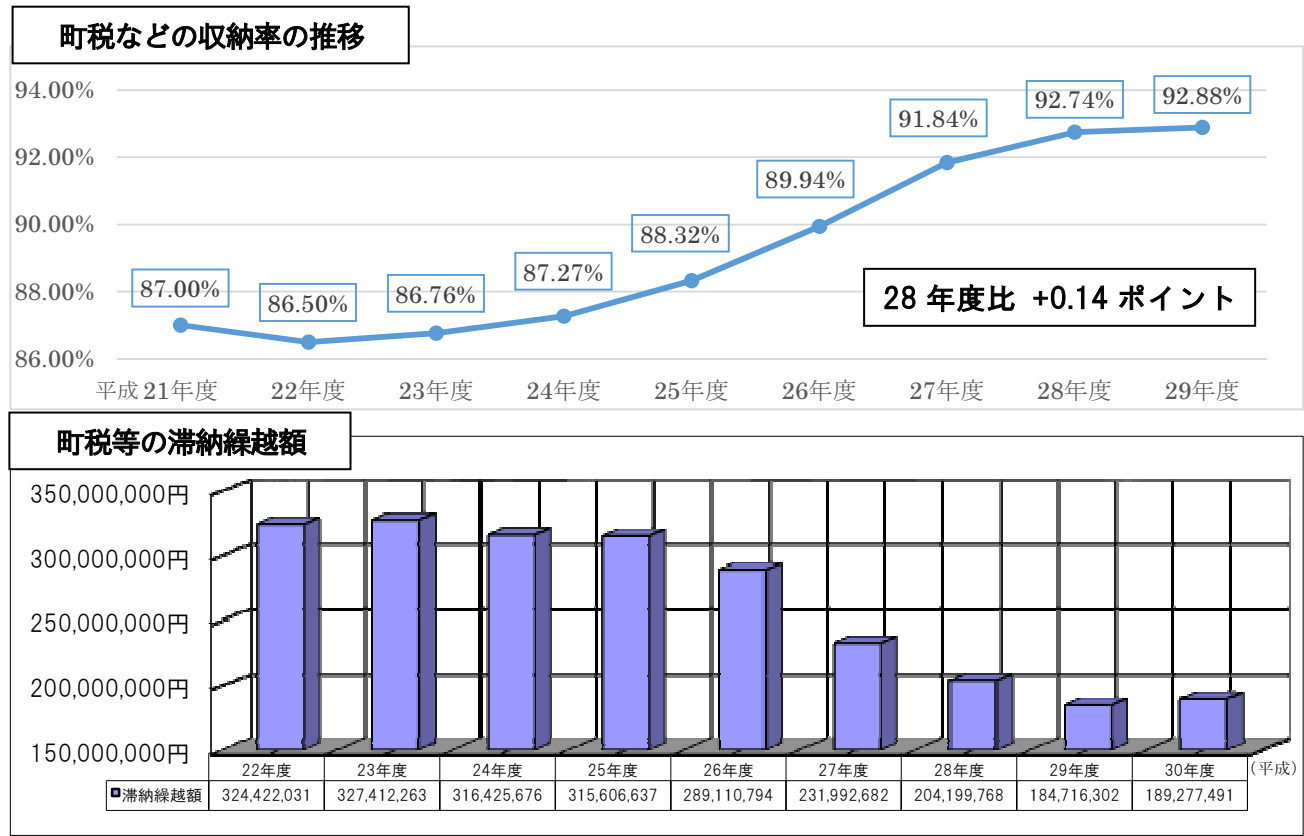
※お問い合わせは、教育課 学校教育係 ☎：52-9314（直通）
をお願いします。



◆ 12月は「町税等納付推進強化月間」です

町税などの収納状況・差し押さえ状況などについてお知らせします。

①町税などの収納状況（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の計）

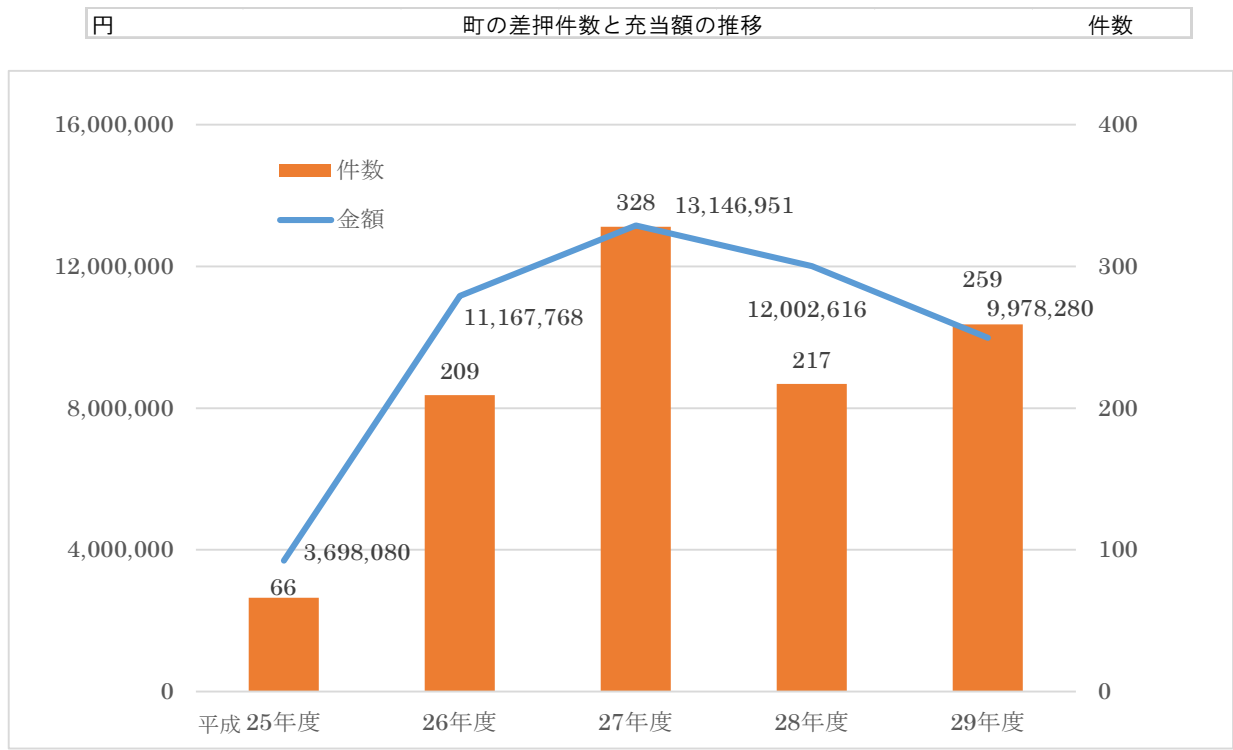


2つのグラフで、町税などの滞納繰越額（年度を越えて滞納となっている額）が、平成30年度は増加していますが、町税などの収納率は改善していることが分かります。

②町税の差し押さえ件数（新規分）と充当金額（28年度以前から継続する差し押さえで税に充てることができたものも含む）の内訳

	29年度		30年度（10月末現在）	
	差押(件)	充当額(円)	差押(件)	充当額(円)
預金	236	6,749,687	140	3,455,448
給与	10	2,446,214	3	742,143
保険	1	0	0	0
不動産	2	0	0	0
その他	10	782,379	17	1,349,027
計	259	9,978,280	160	5,546,618

①町税の差し押さえ件数と充当金額の推移



滞納額を一括納付したことで、差し押さえを解除したケースもあります。

④町税の休日・夜間の相談窓口（随時）のご案内

町税は、仕事などで昼間に役場へ来ることができない人を対象に、随時『休日・夜間相談窓口』を行っています。

相談を希望する場合は、事前に連絡をお願いします。

～ 12月は「町税等納付推進強化月間」です ～

納税に関する「通知」「電話」「訪問」などで、『催告（納付を請求すること）』を確認したら、特別収納対策係へ連絡してください。そのまま放置すると「納付意思なし」と見なされ、差し押さえなどの処分につながる場合があります。

<町税の種類>

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・町営住宅使用料・上下水道料金・奨学金償還金など

便利な口座振替やコンビニ納付で、「納期内自主納付のまち」をめざします。

※お問い合わせは、
税務財政課 特別収納対策係（1階 ⑤番窓口）
☎：52－9634（直通）をお願いします。

◆「第18回宮崎県障がい者スポーツ大会」の出場者を募集します

スポーツを通して障害に対する県民の理解を深め、障害者の社会参加を推進することを目的に「宮崎県障がい者スポーツ大会」を開催します。
さまざまな競技が行われますので、ぜひご参加ください。

- 開催期日 = 平成31年5月12日（日）
■場 所 = KIRISHIMA ヤマザクラ宮崎県総合運動公園 ほか
■参加資格 = 県内に住み、13歳以上（平成31年4月1日現在）の人で、次の要件を満たす人。
①身体の一部：身体障害者手帳の交付を受けている人。
②知的の一部：療育手帳の交付を受けている人、またはこれに準ずる障害がある人。
③精神の一部：精神保健福祉手帳の交付を受けている人、またはこれに準ずる障害がある人。

■開催競技 =

競技種目	身体の一部	知的の一部	精神の一部
陸上競技	○	○	
水泳	○	○	
卓球	○	○	○
アーチェリー	○		
フライングディスク	○	○	
ボウリング		○	
バレーボール			○
ミニバレーボール			○
グラウンド・ゴルフ			○
ボッチャ	○		

- 申込期限 = 平成31年1月23日（水）

※お申し込み・お問い合わせは、
福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎：52-9061（直通）をお願いします。



◆「第13回 新春あいさつ会」に参加しませんか？

町商工会では、「まちの活力は、ひとの交流から」をテーマに、本町の活性化と住みよいふるさとづくりに貢献するため、行政や関係団体をはじめ、広く町民の皆さんにも参加していただく交流会（懇親会）を、町と共同で開催します。ぜひ気軽にご参加ください。

期 日	平成31年1月5日（土）
時 間	午後1時～3時
場 所	町体育館
参 加 費	1人当たり2,000円（飲食費） ※参加費を添えてお申し込みください。 ※12月26日（水）以降のキャンセルは、参加費の返金はできませんので、ご了承ください。 ※飲酒する人は、車などの運転にご注意ください。
申 し 込 み 先	町商工会
申し込み締め切り	12月21日（金）

※お問い合わせは、
町商工会 ☎：52-2226 をお願いします。



◆ あぜ焼きを実施します

農作物病害虫の越冬生息源の撲滅を目的に、町内一斉で水田・畑の「あぜ焼き」を実施します。町民の皆さんのご協力をお願いします。

1. 期 日＝平成31年1月20日（日）

2. 時 間＝午後1時～4時

※実施する場合、午後1時に消防演習サイレンを吹鳴します。雨天などで延期する場合、当日の午前中に広報塔でお知らせします。

※順延日 ⇒ 平成31年1月27日（日）同時刻

3. 実施地域＝町内全域の水田・畑のあぜなど

4. 巡回指導＝各地域農業集団長、各地区農事振興会長
各集落営農集団長、町農業振興課職員

※担当する地区内で畦畔^{けいはん}以外への延焼や作物などへの被害が出ないように、啓発や見回りを行います。

5. 防火対策＝町消防団が、飛び火警戒に当たります。

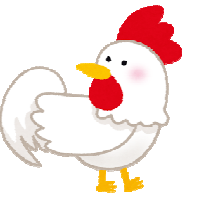
6. 注意事項＝

- ①火入れ時間を必ず守ってください。
- ②一人での作業はしないでください。
- ③風の強い場所では焼かないでください。
- ④建物や山の近くでは焼かないでください。
- ⑤延焼を防ぐための備えを行い、火付けをしてください。
- ⑥場所移動時は、完全な消火の確認をしてください。
- ⑦危険箇所への火入れを行うときは、各地区の消防団・地域農業集団長・農事振興会長・自治公民館長にご連絡ください。
- ※山林や人家の近くでのあぜ焼きには特にご注意ください。
- ⑧JR線路の敷地内ではあぜ焼きはできません。
(ケーブルが埋設してあるため、火入れは禁止です)



※お問い合わせは、三股町農業振興対策協議会事務局
(農業振興課 農政企画係) 3階 ⑫番窓口 ☎：52-9086
にお願いします。

◆ 屋外で鳥を飼育している人は、 高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



現在日本では、高病原性鳥インフルエンザは発生していませんが、アジアのみならずヨーロッパの国々では発生が継続して確認されています。

本病のウイルスは、渡り鳥などの野鳥によって国内に持ち込まれる可能性が高く、その侵入ルートは複数存在すると指摘されています。

依然として、ウイルスが侵入する恐れがありますので、渡り鳥の本格的な飛来シーズンに病気の発生を防止するために、次のことに気を付けて鳥を飼いましょう。

◎餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク（CD）」などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

◎飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう。

◎飼育小屋やその周辺を清潔に保ちましょう。

◎鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう。

※消毒薬が必要な人には、畜産振興係で配布しています。

お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。
※鳥を捨てる（放置する）と、法律により罰せられる場合があります。
- 鳥に異常（続けて死亡した、首が曲がってきたなど）があるときは、次の対応をお願いします。
 - ① すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
 - ② 飼育小屋から鳥や卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、県農林振興局まで連絡してください。
- ニワトリ、ウズラ、アヒル、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥などを飼育している人は、畜産振興課係までお知らせください。

※お問い合わせは、

農業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）☎：52-9088（直通）
都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151
北諸県農林振興局 ☎：23-4523 にお願いします。

相 談

◆ 町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています

町福祉・消費生活相談センターでは消費生活のトラブルなど、さまざまな相談を受け付けています。

次のような内容でお困りのことがありましたら、ぜひご相談ください。

■相談内容＝

<消費生活に関する相談>

- ・借金（多重債務）や訪問販売
- ・商品やサービスの契約解除
- ・架空請求詐欺
- ・インターネットでの消費者取引

<福祉に関する相談>

- ・心や体の健康
- ・人間関係の悩み（職場・学校・家庭など）
- ・女性相談
- ・DV被害相談

■相談日＝ 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）

■時 間＝ 午前9時～正午、午後1時～4時



※お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999 をお願いします。



◆ 「おもちゃ病院三股」を開設します

毎月第3土曜日に、町総合福祉センター「元気の杜」で「おもちゃ病院三股」を開設しています。壊れたおもちゃなどがある人は、ご利用ください。

期 日	11月17日（土）毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。

※お問い合わせは、代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783 をお願いします。

◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。相談は無料ですので、お気軽にお越しください。
また、電話での相談も行っています。

- 相談日： 毎週月曜・水曜・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎：52-1246 をお願いします。

